

# 社会福祉法人 慈恵会 定 款

沿革 (昭和52年1月23日設立  
昭和52年12月5日認可  
厚生省社第980号)

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第1種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

#### (2) 第2種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 生計困難者のために無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営

(ニ) 指定認知症対応型共同生活介護事業の経営

(ホ) 老人デイサービス事業の経営

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等を支援するため、無料又は低額で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人慈恵会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県久慈市長内町第46地割2番地の11に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が15万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会に議長を置く。

3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

4 議長及び会議に出席した評議員会のうちから選出された議事録書名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

### (構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

### (招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1,000,000円

(2) 岩手県久慈市長内町第46地割2番地11所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根2階建特別養護老人ホーム和光苑苑舎1棟(2,088.22平方メートル)

(3) 岩手県九戸郡洋野町中野第3地割字館越38番地182所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺平家建介護老人保健施設ユートピア白滝1棟(3,835.20平方メートル)

(4) 岩手県九戸郡洋野町中野第3地割字館越38番地182所在の木造亜鉛メ

ッキ鋼板葺平家建車庫1棟（110.13平方メートル）

(5) 岩手県九戸郡洋野町中野第3地割字館越38番地189、38番地250  
所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき・合金メッキ鋼板ぶき平家建指定認知症対応  
型共同生活介護事業所グループホーム満天1棟（792.44平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要  
な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評  
議員会の承認を得て、岩手県知事の承認を得なければならない。ただし、次の  
各号に掲げる場合には、岩手県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福  
祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産  
を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）  
に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合  
（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、  
又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の  
日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置  
き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長  
が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければ  
ならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附  
属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、県北広域振興局長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を県北広域振興局長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人慈恵会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	川 尻 善一郎
理 事	川 尻 勝 美
〃	小野寺 民次郎
〃	四 役 竹 三
〃	高 山 長四郎
〃	平 谷 利 一
〃	日 影 吉太郎
監 事	大 原 秋 隆
〃	中屋敷 清

附 則

この定款は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

(昭和57年2月3日)

附 則

この定款は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

(昭和63年7月21日)

附 則

この定款は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

(平成3年4月15日)

附 則

この定款は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

(平成4年6月24日)

附 則

この定款は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

(平成6年8月10日)

附 則

この定款は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

(平成8年1月10日)

附 則

この定款は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。



(平成9年4月14日)

**附 則**

この定款は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

(平成9年12月25日)

**附 則**

この定款は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。

(平成10年1月29日)

**附 則**

この定款は、久慈地方振興局長の認可のあった日から施行する。

(平成11年12月10日)

**附 則**

この定款は、久慈地方振興局長の認可のあった日から施行する。

(平成12年3月16日)

**附 則**

この定款は、久慈地方振興局長の認可のあった日から施行する。

(平成13年11月22日)

**附 則**

この定款は、久慈地方振興局長の認可のあった日から施行する。

(平成17年3月28日)

**附 則**

この定款は、久慈地方振興局長の認可のあった日から施行する。

(平成17年6月20日)

**附 則**

この定款は、久慈地方振興局長の認可のあった日から施行する。

(平成18年4月10日)

**附 則**

この定款は、久慈地方振興局長の認可のあった日から施行する。

(平成19年6月20日)

**附 則**

この定款は、久慈地方振興局長の認可のあった日から施行する。

(平成20年6月10日)

**附 則**

この定款は、県北広域振興局長の認可のあった日から施行する。

(平成22年6月10日)

**附 則**

この定款は、県北広域振興局長の認可のあった日から施行する。

(平成23年3月16日)

**附 則**

この定款は、賃借権設定完了の日から施行する。

(平成24年7月6日)

附 則

この定款は、県北広域振興局長の認可のあった日から施行する。

(平成26年6月3日)

附 則

この定款は、県北広域振興局長の認可のあった日から施行する。

(平成28年1月27日)

附 則

この定款は、平成29年4月1日より施行する。

(平成28年12月26日認可)



本書は、変更後の定款謄本に相違ないことを証明する。

平成28年12月9日

岩手県久慈市長内町第46地割2番地の11

社会福祉法人 慈恵会

理事長 宇部 キサ子



社会福祉法人 慈恵会  
評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、社会福祉法人慈恵会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある、評議員及び役員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条第1項で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者及び管理者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間15万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長並びに理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同

日にあわせて監事業務を行った場合であっても、第2項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導、または監査の業務にあたった場合は別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。  
（費用弁償）

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

2 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程を準用するところにより旅費等を支給することができる。

4 旅費は、実費を支給する。

（兼務役員）

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規則を適用することができる。

（報酬等の支給方法）

第9条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給するものとする。

（公表）

第10条 この法人は、この規則をもって社会福祉法第59条に定める報酬等支給の基準として公表する。

（改廃）

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

## 附 則

この規程は平成29年6月に開催される、定時評議員会から施行する。

別表1（出席報酬日額）

名 称	職 務	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	理事	5,000円	400円
	監事	5,000円	400円
評議員会出席報酬等	評議員	5,000円	400円
	理事・監事	5,000円	400円
監事監査指導報酬等 （3施設分）	監事	10,000円	400円